

知夫小中学校いじめ防止基本方針(ダイジェスト版)

知夫村立知夫小中学校

1. いじめの定義

児童・生徒に対して、当該児童・生徒と当該児童・生徒等と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

2. 知夫小中学校重点目標

思いやりのある言葉遣いができる子どもたちを育て

3. いじめ予防の取り組み

- ①互いに高め合う集団づくり(学級経営、児童・生徒会運営)
- ②授業改善の取り組み(分かる授業、教え合い、学び合う学習集団作り、学校図書館活用)
- ③人権意識を高める授業の取り組み(道徳の授業、人権集会)
- ④ネット問題への取り組み(学級通信、道徳の授業、保護者への啓発)
- ⑤家庭地域との連携(学級通信、家庭へのこまめな連絡)
- ⑥いじめ防止対策委員会の取り組み

4. 早期発見・早期対応の取り組み

◎児童・生徒理解と情報交換→アンテナを高く持つ

- ①全教職員での情報共有
- ②教育相談の実施
- ③アンケートの実施

5. いじめへの対応

- ①いじめられた児童・生徒への対応(保護者との連携)
- ②いじめた児童・生徒への支援と指導(保護者との連携)
- ③学級や学年など、周囲の児童・生徒への支援と指導
- ④スクールカウンセラーや警察などとの連携

6. 重大事態への対応

- ・児童・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合
- ・児童・生徒が相当の期間(30日以上)学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ・保護者から重大事態の訴えがあった場合

→学校が重大事態と判断した場合、村教育委員会に報告すると共に、村教育委員会と連携して対応する。